

CNG・HV車両導入にかかる助成金交付申請について

CNG車（天然ガストラック）・HV車（ハイブリッドトラック）導入にかかる助成金交付申請については、次のページ以降に示す「環境対応車導入促進助成事業実施要領」並びに「環境対応車導入促進助成金交付要綱」の通りですが、以下の点にご留意のうえ申請して頂きますようお願いいたします。

■申請～助成金交付までのフロー

①申請書の提出（会員→協会）

※5枚複写の低公害車（環境対応車）導入促進助成金交付申請書を使用。

また、協会所定の車両代金見積書を添付して下さい。

↓

②「助成金交付決定通知書」の送付（協会→会員）

↓

③申請車両の新規登録（会員）

※買取りの場合は、所有者・使用者とも会員事業者名義を原則とします。

リース契約の場合は、契約先リース会社の所有者名義で登録して下さい。

なお、割賦導入の場合、国の環境対応車普及促進対策補助金の対象にはならないため、協会のみ助成となります。

↓

④実績報告書の提出（会員→協会）

※新規登録した車両の「自動車検査証の写」、買取りの場合は「領収証の写」、リース契約の場合は「リース契約書の写」を、割賦導入の場合は「割賦契約書の写」をそれぞれ添付して下さい。

実績報告書を提出されないと助成金を交付できません。

↓

⑤助成金の交付（協会→会員）

※「買取り」及び「割賦導入」の場合は、実績報告書に記載された会員事業者の口座に入金します。「リース契約」の場合はリース会社へ入金となります。

(注) ①5枚複写の申請書は協会にございます。

①車両代金見積書、④実績報告書は以下のページからダウンロードして下さい。

平成30年度 環境対応車導入促進助成事業実施要領

平成30年 4月 1日
(一社) 滋賀県トラック協会

1. 助成対象車種

平成30年度に新たに導入した、天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼルからの改造を含む)、ハイブリッド自動車などとし、国土交通省、全日本トラック協会と協調して助成する。

2. 助成対象車両

車両総重量2.5トンを超える1.の対象車種で滋賀ナンバーの事業用自動車とする。

3. 助成金額 (別表「環境対応車導入促進助成金交付額一覧表」のとおり)

4. 予算額

・155万円 (天然ガス車:55万円、ハイブリッド車:100万円)

5. 助成台数(予定)

・天然ガス車 2台
・ハイブリッド車 5台 (但し、1会員あたり2台を限度とし、これを超える台数については別途助成額を減額し助成)

6. リースの取扱い

対象車種	利用できるリース会社
天然ガス車	環境優良車普及機構 (LEVO)
ハイブリッド車	環境優良車普及機構 (LEVO)・自動車リース事業者

※ 割賦販売は助成対象外

7. 申請受付期間等

申請受付期間は、平成30年4月2日から平成31年 1月31日まで

※ 申請は事前申請が原則。ただし、4月～5月登録の車両は6月15日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限る。

※ 国の補助金を受けられる方は、必ず補助金交付予定枠申請(9/3～9/28)を行う必要があり、交付予定枠の内定通知を受けないと補助金は受けられません。

詳細は県ト協事務局までご相談下さい。また、申請受付期間内であっても予算額に達した場合はその時点で申請受け終了とする。

8. 要綱等 別添「環境対応車導入促進助成金交付要綱」のとおり

9. 申請書類等

申請書類等は、協会事務局までご請求下さい。

(別表)

平成30年度 環境対応車導入促進助成金交付額一覧表

平成30年4月1日現在

◎天然ガス自動車(新車)

(リース、買取り)

(単位:円)

※1 価格差の1/6

最大積載量	価格差	国 交 省		全ト協	滋ト協	計
2 t クラス	80,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	266,000	134,000	133,000	533,000
		経年車の廃車を伴う新車導入 (価格差の1/3)				
4 t クラス	3,000,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,000,000	500,000	500,000	2,000,000
		経年車の廃車を伴う新車導入 (価格差の1/3)				

※ 最大積載量5tかつ車両総重量8t以上の改造車については、国の補助対象外

◎ハイブリッド自動車(新車)

(リース、買取り)

(単位:円)

価格差の1/8

最大積載量	価格差	国 交 省		全ト協	滋ト協	計
2 t クラス	770,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	256,000	97,000	96,000	449,000
		経年車の廃車を伴う新車導入 (価格差の1/3)				
4 t クラス	2,680,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	893,000	335,000	335,000	1,563,000
		経年車の廃車を伴う新車導入 (価格差の1/3)				

※ 最大積載量2tかつ車両総重量4t以下の車両については、国の補助対象外

※ 上記滋ト協分で2台を超える台数からは表定額の1/10とする。

◎天然ガス自動車(使用過程車改造)

(単位:円)

定額助成

最大積載量	価格差	国 交 省		全ト協	滋ト協	計
2 t クラス	800,000	改造費の1/3	266,000	100,000	100,000	466,000
4 t クラス	3,000,000	改造費の1/3	1,000,000			1,200,000

※最大積載量5tかつ車両総重量8t以上の改造車については国の補助対象外

※1 国の定める「通常車両価格との差額」

※ 地方自治体の補助がある場合、全ト協及び滋ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成30年 4月 1日制定
(一社) 滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「協会」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の環境対応車導入促進助成金交付要綱に基づき、協会会員（以下「会員」という）による環境対応車の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付事業に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車などをいう

2 「事業者」とは、地方ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(環境対応車に対する助成)

第3条 協会は、会員の環境対応車を導入した事業者に対し、国、地方公共団体、全ト協等の公的な助成を積極的に活用するとともに、環境対応車の導入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付額)

第4条 会員に対する助成金の交付額は別表に定めるとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金交付の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

(助成の申請)

第6条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、協会が事業年度毎に行う公募に対して、協会が定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）を県ト協に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 協会は、会員から前条の申請書を受理した場合、導入計画等を検討し、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式1による環境対応車導入促進助成金交付決

定通知書により会員に通知する。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(導入実績報告)

第8条 会員は、環境対応車の導入完了後、速やかに様式2による環境対応車導入促進助成金に係る実績報告書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認したときは、リースによる導入の場合は、会員のリース契約の相手方に対して全リース期間分に相当する助成金を一括して、また購入による導入の場合は、会員に対して全ト協の助成金と合わせて助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 助成金交付決定後、会員は、申請内容を変更するときは、様式3による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を協会に提出しなければならない。

2 会員は申込みを辞退するとき、または事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式4による環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は助成金交付の対象となった車両が、次の各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 会員が協会を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等にかかる助成金が、既に会員へ交付されているときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく協会に報告しなければならない。

第11条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対して既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた時

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分制限)

第12条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供し